

# 土木工事用塗料の話 (五)

西川榮三

## 第14節 酸化亜鉛定量法 Determination of Zinc oxide

亜鉛華の發色主成分は酸化亜鉛 ( $ZnO$ ) であり、又リトボンの發色主成分の一つは酸化亜鉛である。従つて亜鉛華及トボンの分析には酸化亜鉛の定量を伴ふ。

### 試験法

試料が亜鉛華なる場合は其の 0.25g を容量 400cc のビーカーに採りアルコールにて潤し、鹽酸 (1:1) 5cc を加へて溶解し、アンモニア水にて中和し、再び鹽酸 (1:1) にて弱酸性となし、鹽酸 (比重 1.18) 3cc 及熱湯を加へて全量が 250cc となる迄稀釋し、殆ど煮沸する迄加熱し、黃血鹽標準溶液 (備考 1 及 2) をビュレットより滴加し、時々溶液の 1 滴を磁製白板上に採り之をウラン指示薬 (備考 3) の 1 滴に觸れしめ、1 分間後に淡褐色を呈するに至りたる時を終點とし、次式に依り酸化亜鉛の百分率を算出する。

$$\text{酸化亜鉛\%} = \frac{\left\{ \text{黄血鹽標準溶液 } 1\text{cc } 1\text{c}\right\} \times \left\{ \text{黄血鹽標準溶液 } \text{の使用量(cc)} \right\} \times 1.245 \times 100}{\text{試料重量(g)}}$$

本試験に於ては別に空試験(Blank Test)を行ひ、其の結果に依り黃血鹽標準溶液の使用量を修正するものとす。

備考 1. 黃血鹽標準溶液の調製

純鉛 22g を水に溶解し 1liter となす。

備考 2. 標準溶液 1cc に相當する亜鉛量の決定

純鉛 0.2g を容量 400cc のビーカーに採り、鹽酸(1:1) 5cc を加へて溶解し、上記酸化亜鉛定量の場合と同様の操作をなしたる後標準溶液にて滴定をなし、其の使用量より別に同一條件にて空試験を行ひたる時の使用量を減じ、標準溶液 1cc に相當する亜鉛量を決定するものとす。

備考 3. ウラン指示薬の調製

醋酸ウランの水溶液(5%)に醋酸を加へて弱酸性となす。

醋酸ウランの代りに硝酸ウランを使用してもよろしい。

附記 リトボンの場合には試料 2.5g を容量 250cc のメスフラスコに採り、數滴のアルコールにて濕し、醋酸(1~3%)を加へ、5分間に 1 回の割合にて激しく振蕩し、30 分間之を反覆する。次に醋酸(1~3%)にて標線迄充し能く混ぜせる後、乾燥濾紙にて濾過し、初めの 25cc を捨て、濾液 100cc につき、硫酸亜鉛の場合(後述)と同一の操作をなして亜鉛量(%)を定め之に 1.245 を乗じたるものを酸化亜鉛の百分率とする。

### 第 15 節 硫酸バリウム定量法 Determination of Barium Sulphate

リトボン中には硫酸バリウムを含有するが、之を定量するには、試料 1g を容量 200cc のビーカー中に採り、鹽酸(1:18) 10cc を加へ、鹽素酸カリ( $KClO_3$ ) 1g を少量づつ添加する。然る後湯煎上にて全容量の約半分を蒸發せしめ水にて稀釋し、鹽酸(1:10) 5cc を加へ煮沸して靜置したる後濾過する。(濾液は硫酸亜鉛定量用に供する) 不溶物は、水にてよく洗

濾し之を乾燥後灼熱し其の重量を秤り之より硫酸バリウムの百分率を算出する。

#### 第 16 節 硫化亞鉛定量法 Determination of Zinc sulphide

硫化亞鉛もリトボン中の成分として 26% 以上を含有すべきものである。之を定量するには、前節に於て得らるゝ濾液をアンモニア水にて鹽基性となし、更に鹽酸にて微酸性となし、之に再び鹽酸(比重 1.18) 3cc を加へ水にて全量が 250cc となる迄稀釋し始と煮沸する迄加熱し、黃血鹽標準溶液(備考 1 及 2) をピュレットより滴下し、時々溶液の 1 滴を磁製白板上に採り之をウラン指示薬(備考 3) の 1 滴に觸れしめ 1 分間後に淡褐色を呈するに至るときを終點(End point) とし、次式により先づ全亞鉛の百分率を算出する。

$$\text{全亞鉛\%} = \frac{\left\{ \text{黃血鹽標準溶液 } 1\text{cc} \right\} \times \left\{ \text{黃血鹽標準溶液} \right.}{\left[ \text{に相當する亞鉛量 g} \right] \times \left[ \text{使用量 cc} \right]} \times \frac{100}{\text{試料 (g)}}$$

本試験に於ては、別に空試験を行ひ、其の結果に依り、黃血鹽溶液の使用量を修正することを要する。

此の全亞鉛量より、第 14 節にて定量せる酸化亞鉛に相當する亞鉛量(%)を減じたるものに 1.491 を乗じたものを硫酸亞鉛の百分率とする。即ち

$$\text{硫化亞鉛\%} = (\text{全亞鉛\%}) - \text{酸化亞鉛\%} \div 1.245 \times 1.491$$

備考 1. 黃血鹽標準溶液の調製。

純粹 黃血鹽 22g を水に溶解し 1 となす。

備考 2. 標準溶液 1cc に相當する亞鉛量の決定

純鉛鉛 0.2g を容量 400cc ピーカーに採り、鹽酸 (1:1) 5cc を加へて溶解し、硫化鉛鉛中の全亜鉛定量の場合と同様の操作を爲したる後、標準溶液（黃血鹽）にて滴定し、其の使用量より空試験を行ひたる時の使用量を減じ、標準溶液 1cc に相當する亜鉛量を決定するものとす。

### 第 17 節 鹽酸不溶物定量法 Determination of the Insoluble matter in Hydrochloric acid

本試験はパライト粉に使用するもので、パライト粉は重晶石を粉碎せるものにして、其の主成分は硫酸バリウムである。硫酸バリウムは鹽酸に不溶解のものであるから、本試験によりパライト中の主成分硫酸バリウム含有量の大略を知ることが出来る。

この定量には試料 1g 乃至 2g をピーカーに採り、鹽酸（比重 1.18）20cc を加へ、湯煎上にて 30 分加熱し冷却後水 100cc を加へて濾過する。濾紙上の殘渣は水にて十分洗浄したる後乾燥し、重量既知の坩堝に移し、濾紙と共に灼熱灰化する。次に硫酸 (1:7) 1 滴を加へて之を温し、静に加熱して硫酸を蒸發せしめたる後、暗赤熱に加熱し、恒量に達せしめたるときの量を鹽酸不溶物とする。最後の硫酸處理は濾紙のカーボンにより還元せられたる硫酸バリウムを原状態に戻すために行ふものである。

### 第 18 節 稀鹽酸不溶物

本試験は白亜に行ふ。塗料用白亜は石灰石を粉碎せるもので、其の主成分は炭酸石灰である。炭酸石灰は稀鹽酸に可溶なる物質であるから、本試験により、不純物の大約量が知られる譯であるが、稀鹽酸に可溶な部分にして炭酸石灰ならざるものも存在すから、本試験の示す結果は不純物の全部とは斷言出来ない。然しながら白亜の品質判定上は本試験に

て十分である。

定量には試料 1g～2g をビーカーに採り、鹽酸 (1:1) 20cc を加へ、炭酸ガスの發生せざるに至りたる時湯煎上にて 30 分間加熱し、冷却後水 100cc を加へて濾紙にて濾過する。殘渣は水にて十分に洗浄したる後乾燥し、重量既知の坩堝に採り、濾紙と共に灼熱灰化し恒量に達せしめたる時の量を稀鹽酸不溶物の量とする。

#### 第 19 節 灰分定量法 Determination of Ashes

カーボン・ブラック中の灰分は、試料 1～2g を蓋付磁製坩堝に採り初めは徐々に加熱し、漸次強熱して完全に灰化せしめ、デシケーター中にて冷却後秤量し、其の重量より灰分の百分率を算出する。

#### 第 20 節 タール分検出法

カーボン・ブラック中には時としてタール分を含みやすきを以つて其の有無を検するを要す。之には試料 1g を採りベンジール 20cc 中にてタール分を抽出し、抽出液に著色せざるものは之を合格とす。

#### 第 21 節 有機色素定性分析

パラレッド、トライデンレッド等のレーキ顔料には、有機色素を含み來ることなしとしない。之等の定性には次の如き方法を用ゐる。

パラレッド第 1 種にありては試料 0.05g つゝを、第 2 種にありては試料約 10g つゝを各個に管約 100mm の時計皿に採り、時計皿を白色面上に置き次表の各試薬約 2cc を加へたる時夫々次表の反應を呈するものを定性試験に合格するものとす。

試 藥  
アルコール(94%)

橙色溶液を生ず、之に苛性ソーダ溶液(苛性ソーダを約等量の水に溶解したるもの)数滴を加ふれば溶液は濃紫色に變ずる。

硫 酸(比重1.84)

容易に溶解し溶液は帶青紅色を呈する。水にて稀釋すれば橙色に變じ、遂に橙色沈澱を生ずる。

クロロホルム

橙色溶液を生ず。

トライデン・レッド第1種に在りては試料約0.05gづつを、第2種にありては試料約0.1gづつを各別に徑100mmの時計皿に振り、バラレッドの場合と同様にして次の試薬による定性試験を行ふ。

試 藥  
アルコール(94%)

僅かに溶解して赤橙色溶液を生じ、之に苛性ソーダ溶液(上記の如きもの)數滴を加へて混合すれば溶液は赤褐色に變ずる。

苛性ソーダ溶液(50%)

溶解せず、色は變化せず。

硫 酸(比重1.18)

容易に溶解し、溶液は紫色を呈する。

クロロホルム

水にて稀釋すれば橙色に變じ遂に橙色沈澱を生ず。

## 第22節 灼熱残渣定量法 Determination of Ignition Residue

バラレッド、トライデンレッド等の試料について行ふ試験にして、試料1乃至 $2\text{g}$ を重量既知の白金又は磁製坩堝に探り、最初は極めて徐々に加熱し、有機色素の消失したる後暗赤色に灼熱し恒量に達したる時坩堝中の殘留物を灼熱残渣の量となす。本試験はこれ等の顔料中第1種と第2種との區別に役立つ。

### 第 23 節 灼熱殘渣中鹽酸不溶物定量法 Determination of Insoluble matter of Ignition Residue in Hydrochloric acid

前節の灼熱殘渣（但し第2種製品の場合につき試験を行ふ）を等量 200cc のビーカーに採り、鹽酸（比重 1.18）20cc を加へて湯煎上にて 30 分間加熱し冷却後水 50cc を加へ濾紙にて濾過する。殘渣は水にて十分に洗滌したる後乾燥し重量既知の坩堝に移し、濾紙と共に灼熱す。次に硫酸（1:7）1 滴を加へて殘渣を濃し静かに加熱して硫酸を蒸發せしめたる後暗赤色に灼熱して恒量に達せしめ殘渣を鹽酸不溶物とする。

### 第 24 節 溶解度 Solubility

ペラレット、トルイデンレット等については溶解度の定性的比較試験を行ふ。即ち試料 5g をフ拉斯コに採り亞麻仁油（備考 1）4 容積、及びテレピン油 1 容積の混合液（備考 2）50cc を加へフ拉斯コに栓を施し時々攪拌し 20°C に於て 6 時間保ちたる後濾過する。見本品についても同様に處理し、兩濾液の等量を等徑の漏斗試験管に採り、透過光線によりて其の色を比較する。色暗きものを溶解度大なりとす。

- 備考**
1. 亞麻仁油の色は同一厚の重クロム酸カリ水溶液（0.1%）の色より暗からざるものとす。
  2. 本試験に使用する混合液の成分及調合割合は用途に應じ賣買者双方の協定に依り適宜に變更することを得。

## 第 5 章 塗 料 用 油 類

油性ペイント、油性ワニス、エナメル其の他に用ゐらるゝ塗膜主成分たる油は植物性の脂肪油中、乾性油（或は半乾性油）で、其の種類は塗料用油類の規格中に列舉せられて居る。塗料用油類としては、この他溶剤或は稀釋剤として用ゐら

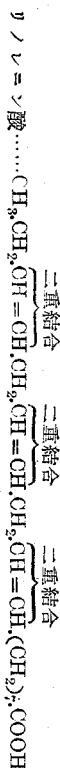
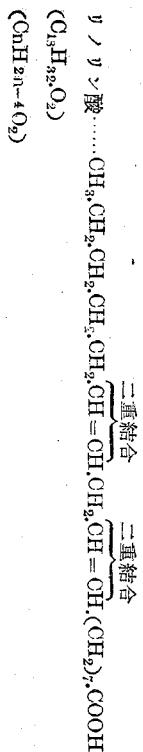
るものもある。溶剤、稀釋の種類は極めて多種多様で、其の使用の目的によつて適宜適當なものが選ばれなければならぬが、概して揮發性のものが多い。

### 第1節 油性ペイントにかける乾性油の乾燥

油性ペイント、油性ワニス、エナメルペイント等の液状成分中の主體はボイル油である。ボイル油は乾性油に乾燥剤(Dryer)の少量を加へて加熱して製したもので、其の主要原料たる乾性油に比して一層乾燥の速いものである。

乾性油の中で最も普通に用ゐらるゝものは亞麻仁油(Linseed oil)である。其の乾燥について考ふるに、亞麻仁油中乾燥に關係する主成分はリノリン酸(Linoleic acid)リノレン酸(Linolenic acid)等とグリセリン(Glycerine)との化合物(即ちエステル)である。

これ等の化合物の分子中には、不飽和結合の状態にある炭素元素を含む個所が2~3ヶ所存在することは次に示す分子構造式によつて明かである。



上記の構造式中二重結合の場所は即ち不飽和結合をなせるもので、この部分は特に不安定で、この酸類がグリセリンと化合したエステル状態即ち脂肪油状態に於ても、不飽和結合は依然として存在し、この點に於て空氣中の酸素を攝取し、油は酸化せらるゝことなる。換言すれば、かゝる油を薄い塗膜として空氣中に放置すれば、空氣中の酸素を攝取して、塗膜の物質は變化し、液狀より漸次固狀にうつると共に、最初は其の重量を増加する。而して之と同時に、更に重合、縮合等の作用も行はれ、其の分子構造は益々變化せられて塗膜は益々堅硬となるものである。

これを簡単に言ひかへれば、不飽和脂肪油たる亞麻仁油の塗膜は空氣中に於て最初は自然酸化により、後に重合、縮合により、リノキシンなる別の物質に變化する。而してリノキシンは固體の物質なる爲、結局に於て亞麻仁油塗膜が固化するものである。而して之が亞麻仁油の乾燥と稱せらるゝ現象である。然しながら、この乾燥現象が行はるゝ間にには揮發性酸化物（炭酸瓦斯、低級脂肪酸、アルデヒド、ケトン等）をも生成するを以つて、之等は空氣中に散逸する。従つて最初は酸素の攝取によりて重量の増加を示すことは前述せるが如くであるが、揮發性酸化物を生ずるに至れば、塗膜の重量は減少するに至るものである。塗膜の容積は酸素攝取によつて増大し、乾燥の終末に近くに従つて収縮するものであり、而して最後には原状よりも小となるものである。

かくの如く乾燥の現象を示す油を乾性油と稱し、然らざるものを不乾性油、兩者の中間に位するものを半乾性油と稱するもので、塗料用油としては主として乾性油が用ゐられるものである。亞麻仁油以外の乾性油としては後に記すが如き諸種の油が用ゐられる。

ボイル油は、前記の如き處理を施したる乾性油であるが、こののも亞麻仁油と同様に酸素の吸収、酸化、重合等の複

難なる化學變化によりて乾燥して固狀となるものであるが、この場合は、この變化が一般に速かである。而して變化の急速に行はるゝ原因は其の中に含まる、乾燥剤（後述）の存在によるもので、乾燥剤は空氣中の酸素を油に傳達する作用を行ひ、油の酸素吸收を促進しむるものである。

## 第2節 塗料用油類規格要約

塗料油類の性質は規格中に略盛り込まれて居る。本邦規格では植物性の脂肪油類と、ペイントの稀釋に使用せらるゝ揮發性油類との兩者を規格して居る。脂肪性の油としては、生亞麻仁油 (Linseed oil); 荔浦 (Perilla oil) 支那種桐油、日本種桐油、麻實油 (Hempseed oil) 大豆油、熟亞麻仁油、ボイル油等が含まれ、揮發性油類としては、テレピン油第1種及第2種、ミネラル・スピリット、樟腦白油等を含んで居る。顏料の例にならひ、規格の要點を集め一覽表の形で之を表せば第1表及第2表の如くになる。規格の内容を知るには、其の試験法を心得て居なければならぬが、試験法については、後に述べることとして、一覽表を見るに必要な點の概要を下に列記することとする。（番號は一覽表の番號と一致せしめてある）

2. 色の試験は、重クロム酸カリ液の色と比較するものであるが、各規格中の數値は重クロム酸カリの規定量を示したものである。
5. 酸價とは、1g の油の中に含有せられて居る遊離酸を中和するに要する苛性カリの量 (mg) である。即ち酸價の大なるものは遊離酸の量が多いと言ふことである。
6. 汚素價とは、一定條件の下で油と結合し得る汙素の量(%)であつて、油分子中の不飽和結合の狀態を測る尺度である。大ざつばに考へて汙素價の多いもの程汙素吸引量が多い譯である。

7. 鹼化價とは 1g の油の中に含まれる有機酸（但し遊離酸のみならず、化合物にある酸をも含む。即ちエステル、ラクトン状をなす酸をも含む）に作用しうる苛性カリの量 (mg) を言ふもので、有機酸量を標示するものである。
8. 不鹼化物は、遊離脂肪酸、脂肪酸化合物以外のもので、塗料用脂肪油としては不要成分である。
9. エーテル不溶性汎鹼化物試験は主として動物油（魚油）の混合を知る定性的の試験である。魚油の含まるることは、あまり歎められない。
10. 鹼化時間は油を一定條件で加熱及冷却して鵠化する時間を見るものである。
11. 乾燥時間は油を塗料に使用したる場合の乾燥の速度を示す尺度である。
12. 乾燥速度試験は油をペイントとして用ひたる時の塗膜の乾燥状態を見本品と比較して見る定性的の試験である。

第 1 表 塗料用油類規格—表 A 脂肪油類

項 目	生 乳 脂 油	棕 油	支 那 種 油	日 本 種 油	豚 脂 油	大 豆 油	蕪 乳 脂 油	ボイール油
1. 外 觀	清 淩	同 左	同 ....	同 ....	同 左	同 左	同 左	同 左
2. 色 甲 法	清 淩 但し微濁 又許 $K_2Cr_2O_7$ 0.3g	.....	同 0.3g	同 0.3g	.....	0.5g	.....	0.2g
3. 比 重 20°/20°C	0.927	0.931	0.941	0.932	0.925	0.922	0.931	0.928
4. 屈折率 20°C 最 大 小	0.931	0.935	.....	0.938	0.929	0.927	0.943	0.943
5. 酸 値	<3	<5	<6	<4	<3	<3	<3	<6

6. 沢素素價	>178	>194	160~173	148~160	159~170	130~140	>168	>145
7. 鹼化價 最小	189	189	190	189	190	189	189	188
7. 鹼化價 最大	195	195	196	195	195	195	195	....
8. 不鹼化物 %	<1.5	<1.5	<1.0	<1.0	<1.0	<1.5	<1.5	<2.0
9. エーテル不溶性 沢鹽化物試験	合格	合格	.....	.....	合格	合格	合格	合格
10. 膠化時間	<12分	.....	<12分	.....	.....	.....	.....	.....
11. 乾燥時間	.....	.....	.....	.....	.....	.....	<25時	<30時
12. 乾燥塗膜試験	.....	.....	.....	.....	.....	.....	合格	合格

第2表中必要なる項目の意味を略記すれば、次の如くである。

6. 重合試験
7. 酸價（前出）
8. 班痕試験は、ミネラル・スピリットが室温で完全に蒸発しがり、後に殘留物を残さざるものたるや否やを示すものである。
9. 反應試験は、主として油が酸性ならざることを要求するものである。
10. 銅板試験は、油中に硫酸銅は硫酸化合物のありや否やを定性的に検するもので、其の存在は金屬を腐蝕せしめる魔あるものである。

第2表 塗料用油類規格一覽表 B 挥發性油類

	チ レ ビ ン 油 類	チ レ ビ ン 油 類	ミ ネ ラ ル スピ リ ツ ト	樟 腦 白 油
1. 一般性質	松脂の含油樹脂を蒸溜して採取せるもの	松脂科樹の木材又は根を乾燥して採取せるもの	石油の分離によって得らるゝもの	樟腦蒸溜の際に副産物として得られるゝもの
2. 外観	無色又は微黄色透明液体。特種の香氣を有し水分を含まず	無色又は微黄色の液體にして水分を含まず	無色透明にして水分、沈殿物を張せず惡臭を有せず	透明にして浮遊物及水分を含有せず
3. 比重	20°/20°C 0.860~0.875	0.850~0.875	≥ 0.800, ≤ 0.860~0.880	1.467~1.475
4. 届折率	20°C 1.465~1.478	1.463~1.483	.....	> 150°C
5. 分離、甲法、初割	> 150°C > 90%	> 150°C .....	.....	.....
	170°C 滲	> 95%	.....	> 93%
	190°C 滲	.....	.....	.....
乙法	150°C 滲 190°C 滲	..... .....	< 5% > 85%	.....
乾點	..... < 205°C	.....	.....	.....
6. 重合試験	> 2.0%	< 2.0%	< 2.5%	< 1.500
不重合物	< 1.500	> 1.480	> 1.500	
不重合物届折率20°C				

7. 酸 價	.....	< 0.4	.....
8. 班 痕 試 験	.....	室温30分にして 油痕を止めず	.....
9. 反 應 試 験	.....	試験50cc、水10cc を振蕩したた水はメ チルオレンジに中性	.....
10. 銅 板 試 験	.....	表面黒變せず	.....

## 第 6 章 塗料用油類試験法

上記規格の意味を知る爲には試験法について一覧するを捷徑とする。以下試験法について略述する。

### 第 1 節 色の試験

色の試験法は甲、乙2種とし、荏油、麻實油を除く他の油は甲法により試験し、上記の2つの油は乙法により試験する。

甲法。純粹無色の硫酸(比重1.84)100cc中に規定量(備考)の純重クロム酸カリ( $K_2Cr_2O_7$ )を加へて加熱溶解して調製せる新鮮なる溶液と試料とを夫々等径の2個の薄壁試験管に採り透過光線により色を比較し、油の色が重クロム酸溶液により暗からざるものを合格とする。

備考 規定量は規格中に夫々定す。

乙法。純粹無色の硫酸(比重1.84)100cc中に規定量(0.5g)の純重クロム酸カリ及再結晶クロム明礬を加へ加熱溶

解し、甲法の如くにして色の比較をなす。

## 第2節 比重

規格中の脂肪油の比重は0.922～0.943の範囲にある。而して各種によりて幾分の相違があるから、比重の測定は、時としては混ぜものの有無を知るに便利な場合がある。

測定法　清淨にして乾燥せる比重瓶の空虚の時の重量( $W_1$ )、之に蒸溜水に充し(標線迄 $20^{\circ}\text{C}$ に於て充す)たる時の重量( $W_2$ )、同溫度に於て試油を充したる時の重量( $W_3$ )、を測定して、次式により算出する。脂肪油の如く粘稠なる液體には比重計(Hydrometer)は使用困難である。

$$\text{比重 } 20^{\circ}/20^{\circ}\text{C} = \frac{W_3 - W_1}{W_2 - W_1}$$

## 第3節 屈折率 Index of Refraction

屈折計(備考)の二重プリズムを開き其の兩面をエーテルにて濕したる脱脂綿にて軽く拭ひたる後試料1滴乃至2滴をプリズムの面に落し、直ちにプリズムを合せて $20^{\circ}\text{C}$ の水を通じ、望遠鏡Fより観測する。日光を光源とするときは最初は明確なる境界線を示さずして色線を示すを以つて、Dを回轉して色線消失し、明かなる明暗境界線を得るに至らしめ、此の境界線が視野に於ける2線の交叉點を横切る迄ネヂを廻してプリズムを廻轉する。次にしより観きて目盛Jを読み、更にIを $180^{\circ}$ 回轉して同様に目盛を読み兩屈折率の平均を求める。

本試験に用ゐる屈折計はアッペ氏屈折計とす。

A,Bは中空金屬管にして夫々プリズムを裝備し、プリズム中には矢の方向に一定溫度の水を送りて溫度を一定に保持す

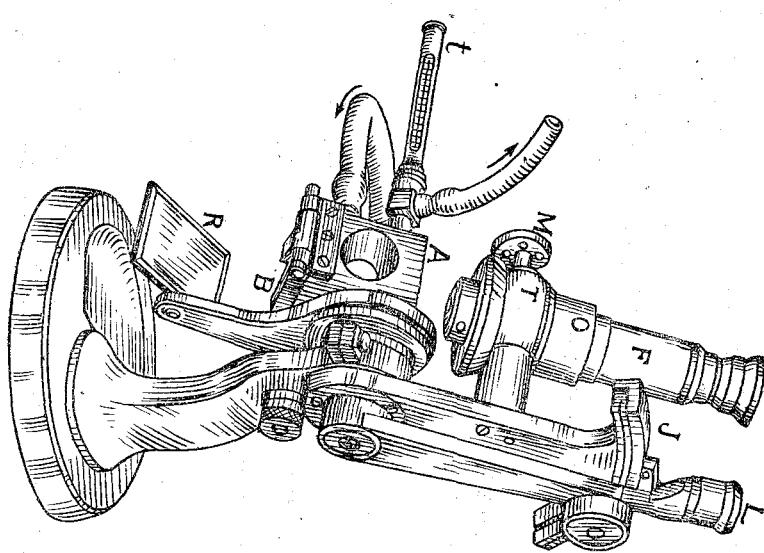
る。又此の金属筐を互に接着せしむる時はプリズムの表面は0.05mmの距離を保ち、此の間に入れたる可検體の厚を一定ならしめる。

此の二重プリズムは水平軸の周圍に回轉することを得。tは温度計である。

観測望遠鏡 F に固着せる弧状板 J には屈折率の劃線を刻み、1.30～1.70の屈折率を小數第3位迄読み得るものである。又小眼鏡 L に依る時は小數第4位迄読み得る。

望遠鏡 F の對物レンズと二重プリズムとの間に2個のアミシプリズムより成る調節装置ありて、全反射の境界線の消色を爲す。之は M によつて回轉することが出来るもので、其の回轉の度は目盛 T によりて知る事が出来る。尙其の回轉度数よりデスペーシヨンを知り得る。

反射鏡 R は適當に之を動かして光線をプリズムに導入するのに用ゐられる。



満度をプリズムの面に附着せしめ、其の屈折率を求めて検査する。又之に依りて補正を行ふ事が出来る。水の屈折率は 1) 線 20°C に於て 1.333 である。

#### 第 4 節 酸 價 Acid Value

酸價は試油中の遊離有機酸の量を概測せしむるもので、一般に塗料用油としては酸價少きをよしとする。其の測定には、試油 5g~10g を容量 300cc の圓錐フラスコに採取し、アルコール、ベンゾール、混液(アルコール 94%以上)と純ベンゾールの等容混液を作りフェノールフタレンを指示薬として極めて稀釋せる苛性カリ溶液をビュレットより滴加し極微紅色を呈するに至らしめたる中性液 50cc を加へて溶液し、指示薬としてフェノールフタレンを加へ、N/10 苛性カリ溶液にて滴定し次式により酸價を算出する。

$$\text{酸價} = \frac{\langle N/10 \text{ 苛性カリ溶液使用量 (cc)} \rangle \times 5.61}{\text{試料 (g)}}$$

備考 酸價とは、1g の試料を中和するに要する苛性カリの mg 数である。N/10 苛性カリ 1cc 中には苛性カリ 5.61mg を含む。

#### 第 5 節 汚素價 Iodine Value

汚素價は脂肪油の不飽和結合の状態を推測せしむるに役立つもので、汚素價大なる程不飽和的程度が大なるものである。例へば、乾性油と不乾性油とを比較して見ると汚素價に於て著しい相違がある。(第 3 表参照)

#### 測 定 法

試料 0.15~0.3g {大豆油にありては 0.2~0.3g、其の他の油にありては 0.15~0.18g} を精確に採取する。之を容量約 500cc の摺合せ良好なる有栓瓶に採取し、之に四鹽化炭素  $\text{COCl}_4$  ……備考 1) 10cc を加へて試料を溶解し、一鹽化ヨード

第3表 沢素價比較表

不乾性油或は半乾性油				乾性油				
試 日本名	英國名	沢素價	試 日本名	英國名	沢素價	試 日本名	英國名	沢素價
ヒマシ油	Caster oil	84~85	ダルミ油	Walnut oil	139~143	亜麻仁油	Linseed oil	175~201
オリーブ油	Olive oil	77~91				荏油	Perilla oil	185~204
落花生油	Arachis oil	86~99	ケシ油	Poppyseed oil	130~141	支那桐油	Tung oil	155~173
扁桃油	Almond oil	93~100	綿實油	Cottonseed oil	104~116	麻實油	Hempseed oil	159~170
某種油	Rape oil	97~105	トウモロコシ油	Maize oil	115~128	日本桐油	Japanese Wood oil	148~160
胡麻油	Sesame oil	103~115	=ダル油	Nigerseed oil	126~136	大豆油	Soya bean oil	130~140

溶液(備考2)25ccを、ビヘットより注加し、振蕩して溶液が透明ならざる時は、更に四塩化炭素(備考1)を加へヨードの揮發して散逸するを防ぐ爲替り合せ部分をヨードカリ溶液にて温し、日本種桐油、及支那種桐油にありては2時間、其の他の油にありては1時間暗所に置き、折々動搖せしめる。この間温度は18~23°Cに保持する要す。次に之にヨードカリ溶液(備考3)100cc乃至15cc及水400ccを加へ、チオ硫酸ソーダ溶液(備考4)にて滴定し、溶液が微黄色を呈するに至りたる時濃硝溶液(備考5)數滴を加へ、更にチオ硫酸ソーダ溶液(備考4)にて充分振蕩して、無色となる迄滴定する。

本試験には空試験を行い、次式により沃素價を算出する。

$$\text{沃素價} = \frac{\left[ \left( \text{空試験に於けるチオ硫酸} \right) - \left( \text{本試験に於けるチオ硫酸} \right) \right] \times 0.2 \times 00}{\left[ \text{ヨード} 0.2g \text{ に相當するチオ硫酸ノーダ溶液 (cc)} \right] \times \left[ \text{試料 (g)} \right]}$$

**備考** 1. 四塩化炭素は極めて純粹なるものにして重クロム酸カリ及濃硫酸と共に振盪するも着色せざることを要す。

**備考** 2. —塩化ヨード溶液の調製

三塩化ヨード 7.9g とヨード 8.7g を別々に容量 500cc のフラスコに入れ、各に氷醋酸を加へ、湯煎上に加熱して溶解したる後、兩溶液を容量 1 リットルのフラスコに移して混和し、更に氷醋酸を加へて 1 リットルとなす。本溶液には水分を吸収せしめる様注意することを要す。

### 別 法

再昇華せる純ヨード 13g を氷醋酸 1 リットルに溶解したる後ヨードの濃度を滴定し、次にヨードの滴定數が初めの滴定數の 2 倍となる迄乾燥せる鹽素を通ずる。

鹽素が過剰なる時は沃素價測定の際置換化合物を生ずる虞あるを以て之を避くる爲、鹽素を通ずる前にヨードの氷醋酸溶液の小部分を別に分離し置き溶液の主要部分に遊離ヨードの色の消失する迄鹽素を通し、滴定により鹽素の過剰なることを知りたる時は先に分離しあきたる溶液を必要量だけ加へて過剰の鹽素を消費する。僅少の過剰ヨードは差支なきものとす。

氷醋酸は融點 14.7°C~15°C のものにして之に重クロム酸カリ及濃硫酸を加へて加熱したるものは長時間放置するも綠色を呈せざることを要す。

**備考** 3. ヨードカリ溶液はヨードカリ 10g を水に溶解し 100cc とせるものとす。

**備考** 4. チオ硫酸ソーダ溶液の調製

結晶チオ硫酸ソーダ ( $\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \cdot \text{xH}_2\text{O}$ ) 約 25g を水 1 リットルに溶解し次の如くヨード 0.2g に相當する其の cc 数を定む。  
純電クロム酸カリを白金皿に入れ、注意して熔融しデシケーター中にて冷却したる後、粉碎し、其の 3.866g を秤量し、之に水を

加へて溶解して1リットルとなす。次に有栓瓶にヨードカリ溶液(備考3)10ccを入れ、之に稀鹽酸5cc及前記の重クロム酸カリ溶液20ccをビュレットより注加し、之に水200ccを加へ、此の遊離のヨード0.2g濃粉溶液を指示薬として前に調製せるチオ硫酸ソーダ溶液にて滴定し、ヨード0.2gに相當するチオ硫酸ソーダ溶液のcc數を定める。

備考 5. 濃粉溶液の調製

馬鈴薯粉約1g又は可溶性穀粉約2gに少量の冷水を加へ、烈しく攪拌しつゝ熱湯200cc中に加へ、尚數時攪拌したる後冷却して上澄液を倒濾法によりて分ち取るか或は上澄液を濾紙にて濾過して使用する。

◎選舉肅正標語(其ノ一)

仰げ日の丸護れよ一票	赤心報國この一票	わしが國さの明るく選舉	よき選舉よき日本	一票報國	尊し！一票の力！	一票清く	明るい選舉に輝け群馬
	青森縣	岩手縣	宮城縣	秋田縣	山形縣	福岡縣	茨城縣
	埼玉縣	新潟縣	富山縣	石川縣	福井縣	山梨縣	岐阜縣
	至誠報國此の一票	一人一人が肅正委員	此の一票に盡忠	清き一票平時の奉公	憲政の消長此の一票	神に誓つて正しく選舉	この一票に眞心こめて
	新潟縣	富山縣	石川縣	福井縣	山梨縣	長野縣	静岡縣
	愛知縣						